

財政比較分析表（平成19年度決算）の説明について

1. 共通的な説明

- (1) 分析にあたっては、人口及び産業構造等により全国の市町村をグループに分類（「平成19年度類似団体別市町村財政指数表」の類型（別掲「類型区分一覧表」参照）に準拠した類型）し、類似した団体間（各グループ）で比較を行っています。「類似団体平均」とは、当該団体と同じグループに属する団体の平均値です。
- (2) 各指標の値は、平成19年度地方財政状況調査の普通会計決算（注1）の値に基づき算出しています。ただし、ラスパイレス指数は、平成19年地方公務員給与実態調査（平成19年4月1日現在）に基づいています。
- (3) 「全国市町村平均」とは、全国の全市区町村の平均値で政令指定都市及び特別区を含んでいます。ただし、財政力指数及び経常収支比率については、特別区を除いています。
- (4) 「大阪府市町村平均」とは、大阪市と堺市を含む府内43市町村の平均値です。
- (5) 平均値の算出にあたっては、財政力指数およびラスパイレス指数は単純平均、その他の指標については加重平均としています。ただし、ラスパイレス指数の平均のうち、全国市及び全国町村の平均は加重平均としています。

（注1）「普通会計」とは、市町村の主な会計である一般会計に国民健康保険事業、水道事業などの公営事業会計を除く特別会計を加えた会計です。

2. 指標の説明

(1) 財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数

財政力指数は、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間（平成17年度、平成18年度及び平成19年度）の平均値で、この数値が高いほど財源に余裕があるといえます。

(2) 経常収支比率・・・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

経常収支比率は、職員給などの人件費、生活保護や児童手当の給付に係る扶助費、地方債の償還に係る公債費などの毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等に占める割合です。この指標は、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

* 経常収支比率の算式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税 + 普通交付税等） + 減収補てん債（特例分） + 臨時財政対策債}} \times 100$$

(3) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

各市町村の人件費、物件費及び維持補修費の合計額を各市町村の人口(平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口)1人当たりで示すものです。

なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

(4) ラスパイレス指数・・・地方公務員の給与水準を表すもの

国家公務員の俸給を基準として地方公務員の給与の水準を示すものです。

(5) 人口1人当たり地方債現在高

各市町村の地方債現在高を各市町村の人口(平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口)1人当たりで示すものです。

(6) 実質公債費比率・・・地方公共団体における公債費(地方債の元利償還に係る経費)による財政負担の度合いを判断する指標の一つ

実質公債費比率とは、平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標で、従来の起債制限比率に対して厳格化、透明化の観点から一定の見直しを加えたものです。

平成19年度の算定より、都市計画事業に係る公債費の償還に充当した都市計画税を特定財源として控除することとなりました。

地方債協議制度においては、許可団体への移行に係る基準(18%以上)として用いられます。また「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、早期健全化基準(25%以上)及び財政再生基準(35%以上)として用いられます。

* 実質公債費比率の算式

$$\text{実質公債費} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D}$$

A: 地方債の元利償還金(繰上比率償還等を除く。)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E: 標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」)(注2)

F: 臨時財政対策債発行可能額

実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金(上記A関連)

繰上償還を行ったもの

借換債を財源として償還を行ったもの

満期一括償還方式の地方債の元金償還金
利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

「準元利償還金」(上記B関連)

満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額

公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金

一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、
利子補給金など)

一時借入金の利子

(7) 人口1,000人当たり職員数

各市町村の職員数(平成19年4月1日現在)を各市町村の人口(平成20年3月31日現在の
住民基本台帳人口)1,000人当たりで示すものです。

(注2) 地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量であり、標準税収入額等に普通交付税額
を加えた額です。

3. 中央部レーダーチャートの説明

(1) 中央部レーダーチャートは、1.(1)で分類したグループに属する団体の平均値を100と
したときの当該団体の値を偏差値で表したものです。各指標が100を超えて大きくなるほど良
好な値であることを示しています。

(2) 計算の結果、偏差値が40以下又は140以上となる場合は、レーダーチャート上はそれぞれ
「40以下」「140以上」としています。

* 中央部レーダーチャートの算式

$$\text{偏差値} = \frac{([\text{当該団体の指標値}] - [\text{類似団体平均値}])}{[\text{類似団体標準偏差}]} \times 10 + 100$$

類似団体標準偏差：下記計算式の平方根

$$(([\text{各団体の指標値}] - [\text{類似団体平均値}]) \text{の2乗}) \text{の合計値} \div [\text{当該類型に属する団体数}]$$

類似団体平均値及び標準偏差は、平成19年度類似団体別市町村財政指数表における選定団体の値により算
出しています。

経常収支比率、人口1人当たり人件費・物件費等決算額、ラスパイレス指数、人口1人当たり地方債現在高、
実質公債費比率及び人口1,000人当たり職員数は、偏差値の計算において上記計算式中下線部分の正負を逆転
させています。